

各工事の補助基準及び審査要件について

① 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事

階段の設置 （既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事	【基準】 ○ 従後の階段の勾配が従前の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事。 【付帯工事】 ○ 階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。	【写真／図面／カタログ等の要件】 ・従後の階段の勾配が従前の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・必要に応じて図面を添付すること。
---	---	--

② 浴室を改良する工事（増設は不可）

浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの		
イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	【基準】 ○ 次の（１）及び（２）に該当すること。 （１） <u>工事後の床面積が 1.8m² 以上</u> （２） <u>短辺の内法寸法が 1,200mm 以上</u> ○ 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動も対象とする。 【付帯工事】 ○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取り替え。 ○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事。	【写真／図面／カタログ等の要件】 ・床面積の増加したことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・別表 1 に示す工事費の算定に必要な工事後の浴室の床面積が分かる図面を添付すること。
ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	【工事例】 既存の浴槽（またぎの高さ 70cm）をまたぎの高さ 45cm の浴槽に取り替える工事。 【付帯工事】 ○ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事。	【写真／図面／カタログ等の要件】 ・またぎの高さが低くなったことを確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 【備考】 ・またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。

ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	<p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× <u>設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置。</u></p>	<p>・必要に応じてカタログ等を添付すること。</p> <p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <p>・固定式であり、高齢者等の浴槽の出入りが容易になったことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。</p> <p>・必要に応じてカタログ等を添付すること。</p>
ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	<p>【基準】</p> <p>○ レバー式蛇口（シャワー付き）やワンプッシュ式シャワー等への取り替えの工事。</p> <p>○ 蛇口（シャワー付き）を移設又は増設する工事</p> <p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として蛇口を移設又は増設するための工事に伴って行う壁面タイルの取り替え等。</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <p>・高齢者等の身体の洗浄が容易になったことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。</p> <p>・必要に応じてカタログ等を添付すること。</p>
ホ バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事	<p>【基準】</p> <p>○ 以下を全て満足するユニットバスに取り替える工事。</p> <p>（1）設置する浴槽のまたぎ高さが45cm以下であること</p> <p>（2）手すりを設置すること（シャワーのガイドレールを兼ねるものを除く）</p> <p>（3）出入り口の段差を小さくすること</p> <p>（4）高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等）を設置すること</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <p>・従前よりバリアフリー化（左列の基準）されたことが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。</p> <p>・左列の基準の確認できるカタログ等を添付すること。</p> <p>【備考】</p> <p>・またぎ高さの確認は、原則カタログや図面に表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。</p> <p>・出入り口の段差は、脱衣室の床面と浴室の床面の高さの差とする。</p>

③ 便所を改良する工事（増設は不可）

便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの		
イ 排泄又	<p>【基準】</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p>

<p>はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事</p>	<p>○ 次の(1)又は(2)に該当すること。 (1) <u>工事後の長辺の内法寸法が1,300mm以上</u> (2) <u>便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離が500mm以上</u></p> <p>○ 便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動も対象とする。</p> <p>【付帯工事】 ○ 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取り替えや、一体工事としてそれに伴って行う給排水設備の移設等の工事。</p>	<p>・床面積の増加したことが確認できる工事前後の写真を添付すること(施工中の写真も別途必要)。</p> <p>・別表1に示す工事費の算定に必要な工事後の便所の床面積が分かる図面を添付すること。</p>
<p>□ 便器を座便式のものに取り替える工事</p>	<p>【基準】 ○ 和式便器を洋式便器(洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む)に取り替える工事。</p> <p>【付帯工事】 ○ 一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事。</p> <p>【該当しない工事】 × <u>取り外し可能な腰掛便座への取り替え。</u></p>	<p>【写真/図面/カタログ等の要件】 ・和式便器を洋式便器に取り替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること(施工中の写真も別途必要)。</p> <p>・必要に応じてカタログ等を添付すること。</p>
<p>ハ 座便式の便器の座高を高くする工事</p>	<p>【基準】 ○ 便器の取り替え等により便器の座高を高くする工事。</p> <p>【付帯工事】 ○ 一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトペーパーホルダーの移設等の工事。</p> <p>【該当しない工事】 × <u>取り外し可能な腰掛便座(洋式便器の上に設置して高さを補うもの)の設置。</u></p>	<p>【写真/図面/カタログ等の要件】 ・便器の座高が高くなったことが確認できる工事前後の写真を添付すること(施工中の写真も別途必要)。</p> <p>・必要に応じてカタログ等を添付すること。</p>

④ 出入口の戸を改良する工事

<p>出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p>		
<p>イ 開戸を引戸、折戸等</p>	<p>【基準】 ○ 開戸を引戸、折戸、アコーディオンカ</p>	<p>【写真/図面/カタログ等の要件】 ・開戸を引戸、折戸等に取り替えたことが確</p>

に取り替える工事	ーテン等に取り替える工事。	認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・必要に応じてカタログ等を添付すること。
□ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	【基準】 ○ 引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や吊戸方式に変更する工事。	【写真／図面／カタログ等の要件】 ・戸の開閉を容易にする器具の設置が確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・必要に応じてカタログ等を添付すること。

⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの		
イ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	【付帯工事】 ○ 一体工事として床の材料の取り替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。 【該当しない工事】 × <u>滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付け等による表面処理のみを行うもの。</u>	【写真／図面／カタログ等の要件】 ・ <u>別表1に示す工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。</u> ・ <u>滑りにくい床の材料であることの確認</u> できるカタログ等を添付すること。
□ ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取手等を取り付ける工事	【基準】 ○ 開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事。 ○ ②を除く水栓器具（洗面台、シンク等の蛇口）で、レバー式やワンプッシュ式など開閉を容易にするものに取り替える工事。 ○ 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とした取手等（手すりを含む）を取り付ける工事。 【付帯工事】 ○ 一体工事として取手等（手すりを含	【写真／図面／カタログ等の要件】 ・開戸の開閉が容易になったことを確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することが確認できる工事前後の写真を添付すること（施工中の写真も別途必要）。 ・必要に応じてカタログ等を添付すること。

	<p>む)を取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× <u>取り付けに当たって工事(ネジ等を取り付ける簡易なものを含む)を伴わない取手等(手すりを含む)の取り付け。</u></p>	
--	--	--

* 工事前写真、図面及びカタログ等は交付申請時（又は計画変更申請時）に添付して下さい。

* 工事中写真、工事後写真は完了実績報告時に添付して下さい。